

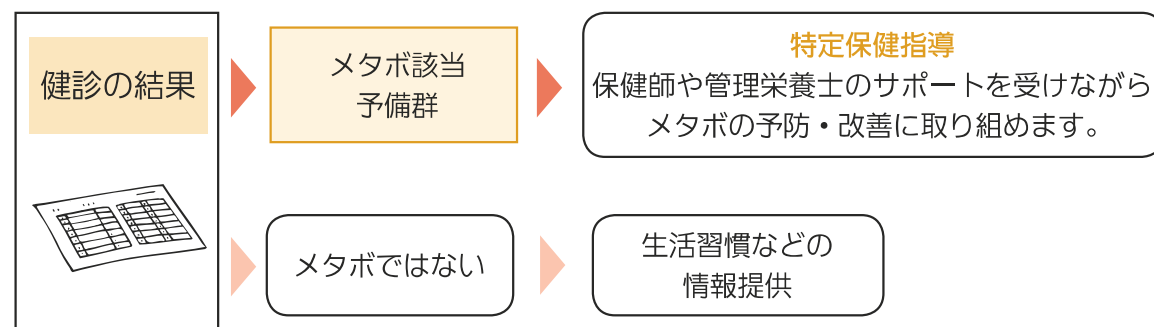
■個別健診

健診期間	特定健診…6月～12月 高齢者健診…6月～令和8年2月
会 場	実施医療機関※
受診方法	①受診券が届く(5月下旬郵送予定) ②医療機関に予約 ③医療機関で受診
健診項目	問診、医師の診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・肝機能・血糖)、血清クレアチニン検査、血清アルブミン検査、尿酸検査、尿潜血検査 ※ただし、腹囲は特定健診のみ測定 【医師の判断による追加項目】貧血検査、心電図検査、眼底検査

※実施医療機関は、市と特定健診・高齢者健診の契約をしている医療機関です。詳細は5月下旬郵送の案内をご覧ください。

◆ 特定保健指導 ～無料で受けられます～ (40歳～74歳の人)

メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクがある人には、生活習慣を見直すための保健指導をご案内しています。自覚がない人もこの機会に健診を受け、メタボ予防や改善に取り組みましょう。



問合せ 保険年金課(特定健診・高齢者健診の制度、個別健診、受診券の再発行について)
☎ (43) 1111 内線 144
健康増進課(集団健診・特定保健指導について)
☎ (42) 8421

国民健康保険税の簡易申告

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国保に加入していない場合も含む)と国保加入者全員の所得状況により行いますので、4月1日現在で16歳以上(被扶養者も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16歳以上の加入者に未申告者がいると軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)または住民税申告を行ってください。

また、簡易申告については下記の二次元コードから電子申請でも申告ができます。

※令和6年度に軽減が適用された世帯で、かつ世帯主と国保加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5月中旬にお知らせを郵送する予定です。

電子申請はこちら



期限 6月13日(金)まで

問合せ 保険年金課☎ (43) 1111 内線 143

“あなた自身”や“大切な家族”を守る

特定健診・高齢者健診

市では国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人で、該当する人に特定健診または高齢者健診を実施しています。

特定健診・高齢者健診とは、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を予防・早期発見するための健診です。中でも特定健診は、メタボリックシンドローム(メタボ)に注目し、リスクがある人には、生活習慣を見直すための保健指導もご案内します。この機会に、ご自身の健康に目を向けて年に1回受診しましょう！

国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者(サラリーマンやその家族は勤務先の保険組合、公務員やその家族は共済組合など)が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳細は、勤務先にお問い合わせください。

◆特定健診・高齢者健診の費用は無料です！

多くの人に健診を受診していただき、生活習慣病の早期発見と予防を促進するため、【健診費用は無料】です。

◆対象者・受診までの流れ

※個別健診と集団健診のいずれか1回受診することができます。

日程などの詳細は5月下旬に受診券とともに案内を送付しますのでご確認ください。

